

玉里島津家資料に見る桜島大正噴火

新 福 大 健

一 はじめに

鹿児島のシンボルとも言える桜島は、大正三年（一九一四）一月に大噴火を起こした。近代における鹿児島の自然災害として、最大級の被害を出した事件といえるものである。

当館は昭和五八年以降数度にわたって玉里島津家から資料の寄託を受けている。玉里島津家の資料には、日本史の転換点となる「討幕の密勅」をはじめとする近世文書の他、明治以降の家政に関する簿冊類も含まれている。

簿冊類は様々な種類があるが、名称が統一されておらず、同じ内容の簿冊でも年度によって表記が異なることがある。その中で今回主に取り上げるのは『三年町島津家日誌』『玉里出張所往復録』『東京往復録』とされている簿冊である。

三年町は明治三三年（一九〇〇）から玉里島津家の本邸が置かれていた地名で、現在の霞ヶ関の一部に当たる。その日記は当主やその家族の動静、来訪者等について、職員である家扶らによつて記入されている。

玉里出張所は、東京麹町区三年町に移るまで玉里島津家の本邸が置かれていた鹿児島の屋敷である。本邸が東京に移り玉里邸は別邸となつてからも、本邸の出張所として鹿児島における事務の統括も行つていた。

『東京往復録』は東京三年町の本邸と、鹿児島の玉里邸（玉里出張所）の間で交わされた電信等による情報の記録である。

本稿は玉里島津家資料の日誌類を中心に、桜島大正噴火が及ぼしたそ

の被害と人々の動きを探ろうとするものである。

二 桜島大正噴火の推移

『桜島大正噴火誌』によると、桜島大正噴火の概略は次の通りである。⁽¹⁾

一月十日頃から桜島では微震が頻発していた。一一日三時には強震になり、同日夕刻には回数も一時間に六〇～八〇回程度までになつた。更に一二日三時頃からは強震が間断なく起こり、五時頃には上下に激しく動く強震が頻発した。鹿児島市内でも一日一四時頃から強震を感じ、同日夜半にはゴーゴーという列車がレールの上を走るような音が桜島から鹿児島市内に届いたとされる。

一二日朝になると噴煙が上がり始め、十時五分に噴火が起こり、当初は噴煙と火山雷、噴石が激しかつた。更に一五時半頃に大噴火がおこり、「数百の砲弾一時に天空に破裂するが如」き大爆音と激しい空震により、戸や窓ガラスは大きく震動し壊れるものも出た。一八時半頃に激震と共に火影がいよいよ大きくなり、二二時に爆音も激しさを加えた。島民はこの日の朝から既に避難を始める者が次々に出ていた。

この日の噴火はまず西側の赤水で始まり、次いで東側の鍋山の南方でも噴火が始まった。特に桜島東側の噴火が激しかつたとされる。この噴火に伴い一一時頃に黒神集落は焼失し、一五時頃には有村集落も溶岩によつて埋没した。

この大噴火に伴う地震で鹿児島市内は停電と建物の壁や煙突の崩壊が相次いだ。海岸には大波が押し寄せ堤防に亀裂ができ、また道路にも長

さ數十間の亀裂が無数に生じた。市内では海嘯（津波）や有毒ガスが来るとの流言で、人々は鹿児島市街から避難した。

大噴火は一七日頃に落ち着くがその後も噴煙は盛んに昇り、溶岩の流出は続いた。一月末には瀬戸海峡を埋め、大隅半島と桜島は陸続きになつた。

三 玉里島津家資料に見る桜島大爆発

『三年町島津家日誌』では、一月二二日に以下の記述が出てくる。

【史料一】

時事新報社員岩永端櫻島爆發ノ件ニ付參詣候事

桜島噴火で新聞社員が來訪したこ

とのみを記載し、その状況について



写真1 三年町島津家日誌

（一）日誌に見る避難民の援護活動

『桜島大正噴火誌』では玉里島津家の救護活動を次のように紹介している。⁽²⁾

伊敷村玉里島津公爵邸に於ては十二日以来櫻島の罹災民及び市避難者約二百餘名を全邸内の長屋若くは天幕内に収容し櫻島罹災民に對しては薪炭を與へ且つ三日目に一人五錢宛を給し殊に東京本邸公爵令嬢は大に同情を寄せられ救濟金若干を罹災民に贈與する等慰籍に努められたり。

日誌によると東京本邸に桜島噴火に関する詳細な情報が届くのは、

月一六日発である（なお原文では発信元と受信先でそれぞれ職員の職名と氏名で改行をしているが、紙面の関係上改行を省略した。以下同じ）。

【史料二】

『東京往復綴』甲第七號

當地ニ於テハ去ル十一日ヨリ地震數百回アリ十二日ニ至ルモ全様ナリ

シ處午前十一時頃横山黒髪両方面ノ中腹以下ノ處爆發噴火シ振動雷鳴甚シク噴煙中天ニ登リ大石ノ落下雨ノ如ク実ニ凄シキ有様ニテ候處午後六時頃ニ至リ大音響ト共ニ大地震アリ家屋ノ動搖甚シク障子襖等外

レ死傷者モ有之候由ニテ屋内ニ静止スルコト出来ズ如何ナル変化ヲ生スルヤ不相分然ルニ市内ニ於テハ振動ノ結果海瀧襲来ノ恐レ有ルトカ又ハ有毒瓦斯噴出シテ實ニ危險ナリトノ風評有之容易ナラザル有様ニテ市民ノ避難スルモノ引續キ當御邸ヘモ島津長丸様御初メ御家族御一統折田兼至日駿尚剛何レモ家族引連レ其外御出入商人ノ家族櫻島ノ人々等約貳百人余人避難ニ付御玄関前及御庭方前ヘ天幕三張相設ケ取容致置キ候處翌十三日モ矢張全様ノ有様ニテ午前一時ニ大震動アリ午後八時頃熾ニ溶岩ヲ噴出シ如何ナル変化ヲ來スヤモ測ラレサリシカ十時過キヨリ少シ靜トナリシモ噴煙鳴動ハ全様ニテ候避難者ハ朝来ノ有様ニモ係ハラズ此ノ後危険ヲ恐レ更ニ伊集院方面ヘ避難スルモノ有候長丸様ニモ同日伊集院ヘ御避難相成候然ルニ仝日夜中ニ至リ降雨ノ為メ煉兵場ヘ避難セシ者ノ又候御邸内ヘ入込非常ニ困難致候翌十四日ハ引續キ靜ニ有之候モ時々鳴動且更ニ強大ナル震動アリトノ風評甚敷市内ハ兵卒ト巡查ノミニテ市民ハ殆ント絶無ノ姿ニ候十五日モ同様ニテ噴煙鳴動今ニ不止候島ノ形状ハ中腹以上ハ別ニ異状ハナキモ横山一帯

ハ溶岩ノミニテ袴腰ノ上方ニ更ニ袴腰ノ三四倍ノ岡ヲ噴出シ同所ノ附

近々一帯ニ白煙噴出致居候避難者ノ事ニ付テハ愛甲氏ヘモ相談致候處斯ク非常ナル場合ナレハ無暗ニ追返ス訣ニモ為行ラレザルコトト被考候間三四日迄経過シ爆発ノ程度相定マル迄ハ本人ノ望ニ任セ御留メ置

キ方可然カトノ由ニ付今日迄避難為致置候尤モ人員ハ百四十名位ニテ食事ハ各自ノ物ニ御座候去ル十二日ノ震動ニ付御邸ノ被害ハ東西ノ石垣中央ヨリ倒レ東土蔵庇及壁落地下御寶藏東方ノ壁破損ノ外ハ御家屋瓦諸所落チ棟ニ損所有之候御庭石燈爐ハ凡テ倒レ居ル外差シタル損害ハ相見ス候長谷場常安御塚ハ御石塔ニハ□御異状ナキモ御鳥居モ御石燈爐ハ倒レ候重富御墓ハ御倒破ノ旨本日通知有之候間左様御了知被給度右形行大署乍延御報告ニ及候也

大正三年一月十六日

玉里出張所 御家從河野通久

三年町御邸
御家扶岩崎宰殿

この文面によると地震が一月十一日か

ら頻發し、十二日に遂に噴火が起つた

こと、それに伴う地震で室内にいること

も危険となり屋外へ避難したことが記さ



写真2 東京往復綴

り収容していたが、玉里邸に隣接していた陸軍第四十五連隊の演習場に避難していた人々も、十三日の雨を避けるため玉里邸敷地内に避難してきたことが分かる。

さらに玉里邸の被害と、玉里島津家に關係する墓所の被害を連絡している。このうち長谷場は福昌寺裏の島津家墓地、常安は忠濟の兄で島津本家の当主だった忠義の墓所である。なお重富墓所は玉里島津家初代・島津久光が当初は重富島津家の婿養子であつたため、重富島津家墓地も玉里島津家が管理していた。

この桜島噴火については、噴火に伴う地震等のため鹿児島市内では送電が止まり、玉里邸から東京本邸への電信が伝わっていなかつたことが次の資料から分かる。

【史料三】

『東京往復綴』甲第五號

今回櫻島爆發ニ付テハ萬端御配慮ノ事ト存候就テハ其模様早速電信ニテ御報告相成候由ニ候得共電信不通ノ為メ漸ク本日相達候然ルニ各方面ヨリノ電報ハ爆發当日ヨリ引継キ着電致候得共責所ヨリハ何等ノ報告不相達甚ダ都合悪敷有之候就テハ今後斯ル急變ノ場合ニ至急電報ヲ以テ御通知相成度此段及御照会候也

大正三年一月十五日

三年町御邸
御家扶岩崎宰

玉里出張所

御家從河野通久殿

またこれに伴い玉里邸敷地にも宮之城島津家の島津長丸⁽³⁾や折田兼至⁽⁴⁾など有力者、また玉里島津家と關係のある商人のみならず、桜島からの避難民も玉里邸の敷地内に避難していたことが分かる。同様に玉里邸に避難していたと考えられる愛甲兼達⁽⁵⁾も、玉里邸の職員から相談を受けていたものと思われる。その愛甲の助言で、桜島からの避難民は玉里邸で避難生活を送ることになった。この際、玉里邸の庭に天幕（テント）を張

り、このことから、通常の鹿児島と東京の情報伝達は普通電報であつたが、櫻島噴火という緊急事態のため、普通電報よりも価格が約三倍高い至急電報で通知するように指示したものである。この一月十五日発の電信は、

一月九日受付の印が末尾に押されている。『桜島大正噴火誌』によると鹿児島市内で電信が復旧したのは一四日一六時からとされている。^(二)このことから、電信が復旧しても市内が混乱して送信に遅延が生じていたことが想定される。

このように玉里邸と東京本邸は電信で情報を交換しつつ、玉里邸職員が緊急事態の対応に当たった。

玉里邸への具体的な避難者数が報告されたのは、次の電信であった。

【史料四】

『東京往復綴』甲第十號
當御邸へ避難致居候人員百六十二名ノ外ニ去ル二十二日萩原傳右工門ヨリ更ニ避難願出候人名別紙ノ通リニ有之候間左様御了知被給度此段及御通知候也

大正三年一月二十五日

玉里出張所 御家從河野通久

御家從河野通久

三年町御邸

御家扶岩崎宰殿

この電信によると、萩原傳右工門が玉里邸の長屋を一時借りたいとの申し出を許したこと、避難民に対しても一人当たり五銭ずつ二日おきに支給することを東京本邸に連絡している。先述の『桜島大正噴火誌』にあつた五銭ずつの支給はこのことを指しているものと考えられる。しかし実際には電信のように、二日おきに支給している。

一月一二日の爆発から同月二〇日までの玉里邸における避難民や被災への緊急対策の費用をまとめたものが表一である。表からは多数の被災者を救護するため食費の支出が多いことが分かる。

また玉里邸に滞在する避難民への対応に苦慮していたことが次の電信から分かる。この避難者に対して玉里邸の職員が取つた対応は次のものであつた。

【史料五】

『東京往復綴』甲第十一號

去ル十八日萩原傳右工門參邸今回櫻島大爆發ニ付テハ居村モ其災難ニ罹リ全滅ト相成候其際ハ危至ノ場合一家六人漸ク身ヲ以テ遁レ候モ今

日ニ至リテハ歸ルニ家ナク食スルニ物ナキ次第就テハ誠ニ以テ恐縮ノ

至ニ候得共御邸御長屋一時拝借住居仕度段願出候間土岐御家從ヘモ相談ノ上御長屋ノ一部へ住居為致且御賄等被下候事ニ取計置候尚避難者一同ヘモ二日置キ位ニ一人ニ付金五銭ツ、菜料トシテ御下賜相成候様ニ致置キ候間左様御了知被給度右ハ疾ニ土岐御家從ヨリ御承知ノコトトハ存候得共為念此段及御照會候也

大正三年一月二十五日

玉里出張所 御家從河野通久

三年町御邸 御家扶岩崎宰殿

【史料六】

『東京往復綴』甲第一一號

修復關係支出
其御邸滯留致候櫻島避難民ハ
萩原傳右工門ノ如キ特別縁故
有之分ハ除キ一般ノ處ハ可成
早目ニ縣又ハ市ノ保護ノ下ニ

支出の費目	件数	金額(PJ)
米	2	20.5
野菜類	11	12.665
肉類	4	14.298
魚介類	12	7.31
その他食品	6	5.02
調味料	8	5.68
調理用具	6	6.94
寝具・衣類	2	9.6
生活用具	8	4.025
飲物	6	10.06
建築資材	7	10.73
交通・通信費	7	44.59
写真・絵葉書	3	17.8
総計	82	169.218

(出典)『玉里出張所往復綴』乙第7号より筆者作成

相移シ候様致度候間愛甲氏へモ御相談ノ上適宜可然御取計相成度此段及御照会候也

大正三年一月二十八日

三年町御邸 御家扶岩崎宰

玉里出張所 御家從河野通久殿

玉里島津家と縁故がある者は滞在させても良いが、一般的の避難民は県や鹿児島市の保護下に移す方法がないか、愛甲兼達と相談して対応するよう、との指示である。

このように東京本邸が考えた理由の一つには、次の問題があつた。

【史料七】

『東京往復綴』甲第二二號

當御邸へ滞留避難民ノ件ニ付テハ甲第一六號ニテ御照會致置候通り両三日中ニ何トカ處分相成ヘキ筈候ノ處縣ニ於テモ急ニ収容相成候模様

モ無之ニ付縣當局者へ引合候處何分多數人員ノコトニテ収容所ヲ設ケ市内へ全テノ罹災者ヲ収容スルハ甚タ困難ナルニヨリ各村ニ於テ収容

ノコトニ決定伊敷村ニ於テモ近日中ニ収容所ヲ設ケ村内各所□モヲ収容スル都合ニ相成候由依テ御邸ノ分モ同時ニ伊敷村収容所へ引渡スコ

トト相成ヘク候間左様御了知被給度尙亦先日愛甲氏ヨリ御邸モ少人數ノ處ヘ斯ク永ク多數ノ被害者ヲ御収容シテハ御警衛上ニモ御困難ト被

存候力警官ニテモ御頼入相成候テハ如何トノ御注意有之候間昼間ハ小

仕御庭人足等多數有之且又避難者モ他出シ別段差支無之候モ夜間ハ宿直員ノミニテ有之夜間寒冷ノ折ハ火ノ懸念モ有之候ニ付夜分丈ニテモ

御依頼致シ候テハ如何トノ御吩咐申置キ候處全氏ヨリ丸茂署長へ御相談被成下候由ニテ一昨夜ヨリ警官兩名宛当所へ出張警衛ノコトニ相成候

問此又左様御了知被給度此段及御照會候也

大正三年二月十二日

玉里出張所 御家從河野通久

三年町御邸 御家扶岩崎宰

この電信では前半部分に、県が鹿児島市に全避難民の収容所を設置するのは困難なため周辺の村にも収容所を設置することになったこと、そのため伊敷村にも収容所ができ玉里邸内の避難民も移住することになった旨が述べられている。後半部分は先に述べた玉里邸の避難民への対処が困難な理由についてである。昼間は様々な玉里邸の職員がいるものの、夜間は宿直を除いて帰宅してしまう。しかし寒冷期で避難民は焚火をするため万一屋敷に燃え移つては、との懸念があつたことが分かる。そして愛甲兼達が丸茂署長へ相談した結果、夜間は警官を二名ずつ派遣する対応がなされたことが分かる。

玉里島津家からは菜料の他、見舞金も贈られたことが次の史料から分かる。

【史料八】

『東京往復綴』甲第二二號

奥様御儀其御邸避難者ノ境遇一入不憚ニ被思召御慰問トシテ御手許ヨリ

ノ程度ニ於テ便宜ノ品御買入相成度又ハ直ニ金子分配ノ方可然哉此邊

貴職江御任セ相成候間可成避難者ノ便利ニ相成且名々ヘ行渡候様可然

一金 五十圓 御邸内避難者一同江

右通御贈與被成候旨御沙汰被為候在候就テハ若シ物旨宜布候得者前記

直ニ金子分配ノ方可然哉此邊

御取計相成度此段及御照會候也

大正三年二月一日

三年町御邸 御家扶河野通久 殿

玉里出張所 御家從河野通久

玉里出張所 御家扶河野通久 殿

三年町御邸 御家扶岩崎宰

追伸前記五拾圓ノ残余金貳圓參拾錢ハ会計方ヨリ送金ノコトニ取計置
候間御受取被給度此旨申添候也

「奥様」とは、当主忠済夫人・田鶴子のことであるには五円、避難者
一回へは五十円を見舞金として贈つたことが記されている。この五十円
については、現金で渡すか、必要な物品を購入して現物支給するか避難
者の都合が良い方を選ぶよう指示なされている。この対応は次の電信で
結果が分かる。

【史料九】

『東京往復綴』甲第二一號

奥様ヨリ御手許金當御邸避難民へ御下賜ノ件甲第一号ヲ以テ御照會

ノ趣委細拝承仕候御中達ノ通萩原傳右工門へハ金五圓其他ノ處ハ金品
何レカ便宜ナルヤ意向萩原迄承候處小共等モ打交リ斯ク多人数ニ候得
ハ矢張品物ヨリハ御金ケ方宜布カラントノ事ニ有之候間避難者百五拾
九名（萩原傳右門一家ハ除ク）ヘ五拾円ヲ割当候處一人ニ付三拾壹錢
余ト相成候間一人三拾錢宛ト相定メ一戸五名ノ處ハ一円五十錢四名ノ
處ハ一円二拾錢ト一戸毎ニ熨斗袋封入致シ被下方取計候處萩原傳右

衛門初メ一同非常ニ難有カリ中ニモ老人ノ如キハ御邸ノ様ナル所ヘ御

置キ被下候上尚ホ御金等迄被下誠ニ難有旨感涙ヲ流スモノモ有之候尚
ホ右御下賜ニ付避難者ノ総代トシテ萩原傳右工門村會議員野原矢一ヨ
リ宣布御礼申上越シ吳レ候様申出相成候ニ付御披露可然御取計被給度
此段御依頼旁及御回答候也

大正三年二月九日

これによると萩原に相談したところ、一六〇名近い避難民には現金の
方が良いとのことで、一人当たり三〇銭ずつ熨斗袋に入れて支給した旨
連絡している。なお萩原には田鶴子の妹、轄子からも見舞金五円が贈ら
れている。

このように桜島の被災者は玉里島津家からの支援を受けつつ生活する
こと約二ヶ月、伊敷村にできた避難者収容所に移住することになった。

【史料一〇】

『東京往復綴』甲第四三號

当御邸へ滞留致居候避難者ハ萩原傳右工門家族ヲ除キ昨日迄ニテ全部
伊敷村収容所及種子島地方へ立退キ候間左様御了知被給度立退ノ際ハ
一同ヨリ是迄永ク御邸へ御収容被成誠ニ以テ難有カリシ段御禮奉申上
候旨申出候ニ付可然御披露方御取計被給度此段及御依頼候也

大正三年三月十四日

玉里出張所 御家從河野通久

三年町御邸 御家扶岩崎宰

一月一二日の噴火から二ヶ月以上経つた三月一三日に、避難民は感謝
の言葉を述べつつ伊敷村収容所と種子島に移住したことが分かる。

(二) 日誌に見る諸別邸等の被害

東京本邸は墓所の被害状況最も懸念し、次の電信を鹿児島に送つてい
る。

【史料一二】

『東京往復綴』甲第六號

玉里出張所　御家從河野通久
三年町御邸　御家扶岩崎宰殿

今般櫻島爆発ニ付震災ノ為メ長谷場并常安御墓所御損害ノ内御鳥居丈ケハ木造ニ致候様御沙汰被為在候ニ付不取敢電報ヲ以テ（御墓御鳥居ハ木造ニセヨ）ト發信致置候間疾ク御了承ノ筈ニハ候得共尚ホ為念此段及御照會候也

大正三年一月二十二日

三年町御邸　御家扶岩崎宰

玉里出張所　御家從河野通久殿

これによると噴火に伴う地震で破損した鳥居について、木造で再建す

るよう指示している。現存する鳥居は石造であることから、取り敢えず木造で再建し、その後再度石造の鳥居を設置したものと考えられる。

この指示に対し、玉里邸からは次の返電がなされた。

【史料一二】

『東京往復綴』甲第一三號

今回震災ノ為長谷場常安両御塚破損ノケ所至急復舊工事ニ着手可致様

御電命ニ付去ル二十日ヨリ石工雇入レ故久光公故忠経公故順子様御三

方御墓下段ノ御石二三分ノ落凹等ヲ直シ御石燈爐全倒ノ分ヲ建付方致候處漸ク一昨日迄ニテ相濟候間左様御了知相成度御鳥居及外廻石塀ハ

受負ニ附石垣ハ明日ヨリ着手ノ筈ニ候尚御石燈籠ノ火袋等ナキ為メ建設シ能ハサルモノハ新ニ火袋等造り建設可致哉將又取除可然ヤ何分ノ

儀御指揮相煩度御参考ノ為メ別紙長谷場御塚略圖相添ヘ此段及御照會候也

大正三年一月二十九日

玉里出張所　御家從河野通久
三年町御邸　御家扶岩崎宰殿

追伸御鳥居ハ用材無之ニ付雛森山林へ注文致置候間着次第着手可致候

この文面によると電信の記録にはないものの、史料一二よりも以前、既に墓所の修繕を東京から鹿児島の玉里邸へ指示していたことが伺われる。そして墓所は修復が終わり石垣の修復を始めること、火袋が破損した石燈籠は新規に建造して良いか指示を仰いでいることが分かる。また木造とするよう指示のあつた鳥居は、用材不足のため注文中であると回答している。

また鹿児島の別邸の被害箇所を列挙したものが次の史料である。

【史料一三】

『東京往復綴』甲第一二號

去ル十二日強震ノ為メ被害相受ケ候分別紙ノ通り取調候ニ付及御送附候間御査収被給度此段及御通報候也

大正三年一月二十八日

玉里出張所　御家從河野通久
三年町御邸　御家扶岩崎宰殿

（別紙）

一御邸外廻石塀西方御物見脇ヨリ北ノ方ヘ上ヨリ四重及三重總ヲ御邸内ヘ崩落

一御邸内水道破壊甚シ

一御寶藏東西ノ壁龜裂ヲ生シ剥落ノケ所アリ

一 東土藏北方戸口軒瓦及壁土墜落為二入口ノ庇ヲ損シ東西ノ壁ニ亀裂

ヲ生シ床下及壁土剥落

一 御家間壁所々亀裂ヲ生シ剥落ノケ所モアリ

一 御家屋根所々損ス

一 下御茶屋御床及間壁剥落

一 下御茶屋西方御手洗鉢脇石燈籠全倒笠少シ欠ク

一 同所西方築山脇石燈籠全倒笠損ス

一 同所東方山中水流ノ脇石燈籠全倒破壊設立出来兼

一 同所東方山ノ下石燈籠全倒笠測欠ク

一 右同所池中石燈籠頭丈水中ニ墜落為二下ノ笠角欠ク

一 御休息御手洗鉢脇石燈籠全倒

一 右全所池向大石燈籠頭丈墜落

一 右全所御池流尻石燈籠全倒火袋三重共破壊

一 西向御門入口石屏四間位崩落

一 右全所南方石屏十五間位崩落

一 右全所御仮屋間壁剥落ノケ所アリ

一 右全所池ノ端水出口ノ石燈籠全倒

一 右全所御手洗鉢脇石燈籠全倒火袋破

一 壊

一 谷山御別邸御床及間壁剥落井水□ク拈ル

一 右全所御門入口石屏崩落

一 右全所元執事方復石屏崩落

一 御寶藏内御格護品ノ内左記ノ品相損ス

一 ホノ八十一番 錦手御花入壹個草木花ノ丸模様

一 磯御庭焼御花入 貳個

右御棚ヨリ墜落破壊

この被害箇所について修復の見積をまとめたものが次の表二である。

表から分かるように、建物だけで約九五〇円の見積である。このうち西向邸は江戸時代末期までは妙谷寺が在った地で、廃仏毀釈の中で廃寺となっていた。明治一年に久光が玉里邸を再建した後、妙谷寺の跡地に玉里邸として建てた、嫡子の忠経の邸宅であった。



写真3 玉里出張所往復縫



写真5 現在の茶室



写真4 西向邸古写真

印第一二号によると、建物が少し傾いた、との記述で具体的に何度傾いたのかは不明である。玉里邸は建設から既に四〇年近く経ち傷みが生じていたことも想定され、またその建設は西南戦争直後に久光の邸宅として急いで建設されたため、造作が不完全であつた可能性がある。五味克夫氏は「玉里邸跡」関連資料その他で玉里邸の変遷を紹介しているが、その一つの転機はこの桜島大正噴火もあると考えられる。また現存の茶室も床や壁が全て破損し大きな被害を受けたことが分かる。

(三) 日誌に見る谷山別邸の被害

谷山別邸は永田川の河口付近にあつた別邸で、『谷山市誌』では次のように紹介されている。⁽¹⁾

【表2】鹿児島の別邸における被害

被害箇所				壁色	坪数	金額	被害箇所				壁色	坪数	金額
1 玉里邸内建物引起シ						40.20	26 西向御仮屋並ニ御番屋西北へ少シク倒レ						6.10
2 表小座西側上壁破損	桃	1					27 谷山御別邸石塀合計560間3合						90.00
3 表小座東方四疊間北側間上壁破損	白	0.5					28 谷山御別邸御家西北へ少々倒レ						10.76
4 御神殿ノ間西北而側壁破損	桃	1					29 同邸御雪隠腰障子棟1本、御座ノ間襖縁1本						3.90
5 御神殿後廊下北側壁破損	桃	3.5					30 谷山御別邸御床御小床共土塀破損	桃	5				
6 御神殿間壁破損	桃	3					31 谷山御別邸前御入川間壁破損	桃	2.7				
7 御神殿南側六疊ノ間西側壁破損	桃	1					32 谷山御別邸後御入川間壁破損	桃	2.4				
8 御裏御小座後四疊ノ間南北両側壁破損	桃	2					33 谷山御別邸御床東隣四疊ノ間間壁破損	桃	2.5				
9 御裏御雪隠壁破損	桃	3					34 谷山御別邸御床東隣四疊ノ間間壁破損	桃	2.4				
10 奥様御床壁並ニ間壁破損	桃	1					35 谷山御別邸東御床ノ間壁間壁破損	桃	5				
11 奥様御床雪隠壁破損	桃	3					36 谷山御別邸裏ノ間間壁破損	桃	4				
12 御裏廊下壁破損	桃	3.5					37 谷山御別邸裏東隣六疊ノ間壁破損	桃	2				
13 ドノ御茶屋御床並ニ壁間壁全部破損	桃	12					38 谷山御別邸御物置壁破損	白	6.9				
14 通融御門壁破損	桃	2					39 谷山御別邸風呂屋2ヶ所雪隠2ヶ所土壁破損	鼠	7.5				
15 西向御仮屋奥様御雪隠壁破損	桃	0.75					40 谷山御別邸御廊下間壁破損	桃	0.5				
16 三社後平屋根瓦全部墜落						2~15 の合計	41 谷山御別邸御三ノ間間壁破損	桃	2.4				
17 御物見窓根棟角木棟7ヶ所共全部破損							42 谷山御別邸裏ノ間壁間壁破損	桃	5				
18 御物見窓硝子1枚破損							43 谷山御別邸次雪隠上壁破損	桃	2.5				
19 東御土蔵北側軒端崩落、四壁・床下大亀裂							44 谷山御別邸御建ノ間壁間壁破損	白	2.3				
20 御寶藏東西壁面大亀裂、南北壁面小亀裂							45 谷山御別邸御玄関ノ間壁破損	桃	3.7				
21 雑物蔵屋根瓦ズレ							46 谷山御別邸御玄関脇雪隠上壁破損	鼠	2.75				
22 御休息所並ニ下御茶屋襖縁二本折レ							47 谷山御別邸御風呂屋外面上壁破損	鼠	1.5				139.51
23 次風呂屋煉瓦積煙突崩壊							48 同邸風呂屋後ト膳所後ノ井砂盛り上リ水漏ル						2
24 外郭石塀合計591間2合							49 谷山御別邸御風呂屋硝子2枚破損						0.4
25 西向御池脇石塀四間2合倒レ							合計						699.71

(出典)『玉里出張所往復綴』乙第12号より筆者作成

(注)金額の単位は円

【史料一四】

玉里別荘は今から約百十年前に島津久光公が第二子の島津忠濟のために小松原に建てられたもので、忠濟と田鶴子夫人が住まわっていた。普通に玉里別荘と呼ばれ、その建物は平屋瓦葺き六〇坪であるが、その周囲約三町歩には松が植えられている。この松林はその時に仕立てられたもので、小松原という地名はこれによつてつけられたものと言われている。この小松原は永田川下流の海岸にあつて、白砂青松の景勝地である。

この記述から、谷山別邸は砂地で河口に近い軟弱な地盤にあつたため、地震で大きな被害が出たことが次の史料から分かる。

【史料一五】

『東京往復綴』甲第一五號

甲第一二號ヲ以テ御通報ノ件ハ委細承致候震災被害ケ所復舊修繕三就テハ夫々見積書等徵取何分御申出相成候様致度又谷山御別邸ノ井戸ハ現在ノ井底ヲ更ニ深ク掘リ下ケ候得者出水致候半若シ夫レニテモ出水致ササル時ハ更ニ新井戸堀リ方候様御沙汰モ被為在候間可然御取計相成度此段及御回答候也

大正三年二月三日

三年町御邸　御家扶河野通久殿

玉里出張所　御家扶河野通久殿

これによると谷山別邸は井戸の水を汲み上げられなくなつたことが分かる。前出表2の48でも砂が盛り上がり井戸が涸れたの記載がある。これは地震に伴い液状化現象が起きた可能性が考えられる。またこの年五月末に台風が襲来するが、この時に海岸周辺に植えていた小松が波で流

失したことが日誌からも分かる。地震では鹿児島市内の地盤沈下も指摘されていることから、海岸に近い谷山別邸が大きな被害を受けたことが伺われる。

四 玉里島津家資料の写真資料

玉里島津家資料の中には桜島大正噴火に関する写真も含まれている。これは爆発直後の二月から

三月にかけて鹿児島から送られたものである。これを分類したものが、次の表3である。

表から分かるように桜島と周辺地域の状況の写真が圧倒的に多い。これには愛甲兼達が、状況を伝えるため東京本邸に送ったものも含まれると考えられる。この中で目を引くのは玉里邸での被災者を写したものである。この写真については、次の史料からその背景が分かる。

【史料一六】

『東京往復綴』甲第四十號

當出張所へ滞留避難民ヨリ今回ノ變事ニ際シ御邸へ避難仕候處萬事御

手厚ク被成下誠ニ以テ難有御高恩ノ程子々孫々ニ至ル迄忘却不仕候就

テハ右紀念ノ為メ御邸内一部ニ於テ一同影寫仕度致願出候ニ付別ニ御差支無キコトト被存候間差許シ置候處先日右寫真出来上リ内貳枚丈進

上仕旨願出候ニ付小包郵便ニテ廻送致候間着ノ上ハ御披露可然御取計

被給度此段及御依頼候也

大正三年三月八日（以下略）

つまり被災者が避難をした記念に写真撮影を希望した、というのである。

このことから、玉里邸への避難者は玉里邸の対応について、感謝の念を持つていたということが傍証できると考えられる。



写真6 谷山別邸跡



写真7 玉里邸の避難民

玉里島津家の家政関係の簿冊は、先述のように全ての年度が系統立て整理され、残されているのではない。そのためこの桜島大正噴火が大正三年の玉里島津家の家政にどのような影響を与えたのかは、今後の課題したい。

註

(1) 『桜島大正噴火誌』(鹿児島県、一九一七年) 四一〇頁

(2) 同右、一四三頁。また『桜島大爆震記』(鹿児島新聞記者共纂、一九一四年) 八一頁

(3) 『鹿児島県姓氏家系大辞典』(角川書店、一九九五年) による

と、島津長丸は明治四年（一八七一）に宮之城島津家当主・島津久治の長男として生まれた。同三〇年に男爵を授与され、貴族院議員を務めた。久治は忠濟と兄弟のため、長丸は忠濟の甥に当たる。昭和二年（一九二七）没。

（4）前掲書によると、折田兼至は安政五年（一八五八）知覧郷生まれ。九州改進党などの民権運動に参加後、二八歳で県会議員、三〇歳で議長となつた。明治二三年（一八九〇）から衆議院議員に当選四回。同三〇年に政界を退き鹿児島県農工銀行を設立し頭取となつた。昭和八年（一九三三）没。

（5）愛甲兼達は前掲書等によると、文久二年（一八六二）に財部郷に生まれた。郷校出身後、鹿児島師範学校に入学し、教職を勤めた。その後勤儉貯蓄銀行や鹿児島電気軌道などの取締役、第十五銀行の常務取締役等を歴任した。昭和三年（一九二八）没。また郷土財部の子弟育成のため奨学金制度を設立し、現在も運用がなされている。

（6）桜島噴火の混乱がほぼ落ち着き愛甲が上京した際、玉里島津家から家紋入りの羽織等の着物が贈られている（『三年町島津家日誌』三月五日付）。鹿児島での助言に対する謝礼と考えられる。

ちなみに玉里島津家は顧問や相談役の制度を設けており、顧問は年二回の顧問会の際に意見を述べ、相談役は日常から玉里島家に出入りをして様々な相談を受けていた。顧問や相談役については拙稿「玉里島津家の家政改革」（『黎明館 調査研究報告』第二四号、平成二十四年）、「玉里島津家の日誌に見える顧問・相談役の人々」（『黎明館たより』三〇一二、平成二十四年）参照。

（7）『桜島大正噴火誌』、二五〇頁

（8）萩原傳右エ門については史料六で「特別縁故有之」とある。特別の縁故とは具体的には不明であるが、玉里島津家は桜島黒神にも別邸を持つていたためその邸員、或いは更に遡ると西南戦争時に島津家の人々が桜島に避難した際、世話をした人物の可能性がある。

（9）『東京往復綴』の東京本邸から玉里邸への甲一八号（大正三年二月一三日付）及び玉里邸から東京本邸への甲第二七号（大正三年二月一七日付）。

（10）『鹿児島市埋蔵文化財発掘調査報告書（四一）』（鹿児島市教育委員会、二〇〇四年）。

（11）『谷山市誌』（谷山市役所、一九六七年）四四七頁

（12）『桜島大正噴火誌』四五六頁の「櫻島噴火地図」、また大森房吉「櫻島大噴火後ニ於ケル鹿児島附近ノ土地低下ニ就キテ」（『東洋学芸雑誌』三三卷三冊、一九一五年）参照。

（13）『三年町島津家日誌』二月八日付によると、明治三八年に雑誌『太陽』で関東大震災を警告していた、鹿児島出身の東京帝国大学助教授の今村明恒から当主の忠濟が地震の講話を受けている。桜島の状況把握のためと思われる。

（しんぶくだいけん 學芸専門員）

(参考図版) 玉里島津家資料に見る当時の被害と避難状況



写真9 水産学校跡避難民収容所の炊事風景



写真8 鹿児島水産学校跡の避難民収容所



写真11 南州墓地で倒れた墓石群



写真10 崩落した石で壊れた磯地区の民家